

# 千路商事株式会社 手続実施結果メモランダム

2020年5月22日

公認会計士 長島広明



## 1. 概要

当職は、千路商事株式会社代表取締役 涂云峰氏 及び同社の一部の出資者より依頼を受け、同社の社員である邱千依氏、员昊氏、孙万鹏氏（「調査対象者」という）に不正行為がないか、あるいは業務懈怠がないかを確認するために、後述する手続きを実施した。当書面は、実施した手続とその結果を取りまとめたものである。

なお、当書面はそれらを取りまとめたものであり、発見されていない事項について調査対象者の業務の適法性・適切性を保証するものではない。

## 2. 実施手続

当職が、実施した事項は以下の通りである。

- (1) 千路商事株式会社（「会社」という）の事務所に往査して、調査対象者と面談した。また、後日調査対象者に書面による質問を行った。
- (2) 会計関連書類の閲覧

## 3. 実施した手続きの結果及び発見事項

- (1) 事業所往査（2019年11月9日、11月12日、11月18日）により、調査対象者のうち孙万鹏氏のみ面談を実施した（邱千依氏、员昊氏には、会社が業務として指示しているにも関わらず会えなかった）。  
面談の結果、以下の疑惑が生じたが、面談においても、その後書面による質問においても、明確な回答は得られず、その事実は確認できなかった。

### ① 在留カードの確認義務の懈怠

会社は、外国人を雇用した際、不法就労を防止するために適時に在留カード等により在留資格の更新状況等を確認が必要であるところ、その確認を怠っている可能性がある。

涂云峰氏によれば、調査対象者は、調査時点において会社の運営を事実上行っていたため、その役割から上記確認を行わなければならなかつた。

### ② 経営上重要事項の報告義務の懈怠

経営上重要な投資や採用、経費の支払いについて、出資者全員に報告し承認を受けるルールであったが、当該ルールに違反している可能性がある。

例えば、経理人員として従業員を出資者の承認なく採用した。また、同様に承認なく、事務所の機能を本店所在地から新しい事務所に移転し、かつ新しい事務所のリースの契約を締結していた。

承認を得ていない行為について、報告や事前承認ができなかつた特段の理由等について書面による質問を行ったが、その回答は得られなかつた。

③ 経理処理および会計報告の遅延・懈怠

顧問会計事務所（調査時点）とのコミュニケーション不足、あるいは顧問会計事務所が求める資料の不提出等により経理作業が遅延し、その結果、出資者への会計報告も十分に行われていなかつた。

(2) 会計関連書類を閲覧したところ、以下の不明点が確認されたが、その事実は確認できなかつた。

① 会社の普通預金からの出金のうち現金出納帳に記録のないものがあつた（出金した使途は不明）。11月5日に500,000円、11月9日に500,000円の計1,000,000円である。

現金出納帳に記録のない特段の理由は確認できず使途不明金となっている。

② ドライバーに経費仮払金を交付する際に出金伝票を発行・保管している（出金伝票には受け取ったドライバーが署名している）。現金出納帳などの帳簿に「ドライバーへの経費仮払金」と記録があるものとこれらの出金伝票について照合したところ、出金伝票と照合できなかつた出金があつた。

出金伝票の管理が十分でなく出金伝票自体を紛失しているか、それともこれらの出金が、そもそも使途不明金であるかが不明となっている。

③ ドライバーとの経費仮払金について、通常ドライバーが領収書等の証憑を貼り付けたうえで経費報告を行い、残金を返還することによって、仮払金を精算する。その一部について、精算の事実自体が確認できないものや、ドライバーからの報告が見当たらぬ経費証憑と照合できない精算（残金の受入記録のみ）があつた。従つて、経費精算報告の管理が十分でなく経費精算報告自体を紛失しているか、それともこれら出金が、確かに事業経費として使用されたかが不明となっている。

※ ①～③の結果、約4百万円が使途不明として仮払金の状態として残つてゐる。

以 上

不明出金

千路商事株式会社